

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

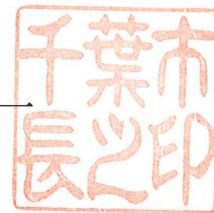
住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道 株式会社

代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項
第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 神 谷 俊 一



許 可 の 年 月 日 令和3年9月21日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和8年9月3日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取扱特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る）、

イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る）、

ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る）、

エ 特定有害産業廃棄物（ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸及び廃アルカリに限る。

含まれる有害物質については別記1のとおりとする。） 以上4品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年9月4日 新規許可

令和3年9月21日 更新許可

令和4年8月31日 変更届出（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無
以下余白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

エ 特定有害産業廃棄物

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印：積替・保管を除く ●印：積替・保管を含む - 印：対象外)

有害物質 \ 廃棄物名	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	-	-			-	-	-
アルキル水銀化合物	-	-			-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	-	○	○		○	○	○
有機燐又はその化合物					○	○	○
六価クロム化合物	-	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	-	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
P C B					-	-	-
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン				○	○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベンカルブ					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	-	○	○		○	○	○
ダイオキシン類		-	-		-	-	-
1, 4-ジオキサン		-	-	-	-	-	-